
新型コロナウイルス感染予防・拡大防止にかかる学生・教職員の行動指針

新型コロナウイルスの感染が再拡大し、第4波への懸念が高まっています。

一方で、どのような場所・時に感染が広がるかについての多くの情報が得られてきたことにより、しっかりとした感染対策を施すことで、日常生活を送ることができることもわかってきています。

自身の健康を保持することだけでなく、大切な人を含む多くの人の健康や生活を守るために、皆さんの感染予防のための取組が大いに役に立っています。

これまでと同様、下記の行動・活動指針を踏まえ、大学キャンパス内外での感染予防・拡大防止策を徹底してください。

日常的な感染予防の徹底、感染リスクを減らすための自覚ある行動

◇ 感染予防の基本として、下記の行動を徹底する。

<基本的な感染対策>

手洗い、手指消毒	教室に入るとき、飲食前後、トイレの後、共用のものに触れたときなどに必ず行う。
マスク着用	自身の飛沫を他人へ飛ばさないようにする。
ソーシャルディスタンス確保	できるだけ2メートル、最低1メートルは距離を置く。

◇ 外出前には検温するなどし、自身の体調を把握する。

- ・ なお、通学・通勤前には、必ず検温のうえ、登校前に自宅から検温登録のうえ、報告する。

※検温登録については、別途指示する。

◇ 発熱や体調不良等がある場合は、登校を控え、大学（学生課）に連絡する。

◇ 「3密」（密閉・密集・密接）が発生しやすい場所や行事等への参加は、やむをえない場合を除いて控える。

<「3密」（密閉・密集・密接）>

密閉：換気の悪い密閉空間、密集：多くの人々が密集する場所、密接：間近で会話や発声をする密接場面

◇ 通学・通勤時の感染予防対策については、各自が十分に注意をする。

◇ 大学バス乗車の際には、マスクを着用し、私語をしない。

◇ 大学到着後は速やかに手洗いをするなど、各自基本的な感染対策を徹底する。

◇ 家族以外での多人数での会食、自宅や下宿等での友人・教職員間など複数人による飲食、飲酒、パーティ、勉強会等の集まりを行わない。

◇ 飲食しながらの大声での会話を控える。

◇ 感染防止対策を行っていない飲食店、カラオケボックス、ライブハウスの利用、イベント参加、旅行などを控える。

◇ アルバイト先の職場環境を確認し、感染リスクが高いと判断される場合には、アルバイト先を変更するなど感染リスクの低減に努める。アルバイト先での感染リスクへの不安、その他アルバイト先の職場環境に不安がある学生は、大学（学生課）に相談する。

健康状態に異変を感じた場合

- ◇ 37.5 度以上の熱、息苦しさ、倦怠感等の症状がある場合は、大学内における感染拡大リスクを下げるため、自宅等で療養とし、必ず大学（学生課）へ連絡する。
学生からの連絡は、学生課から大学保健管理センターへ伝達され、大学保健管理センターから体調確認の連絡等を行うので、適宜指示に従うこと。
- ◇ 下記の場合は、大学（学生課）へ連絡のうえ、医療機関又は保健所からの指示に従う。自宅待機を指定された期間は、自宅等で療養し、登校許可を得たうえで、大学（保健管理センター）に報告後登校すること。
※「特別欠席」扱いとする。（「学生便覧」P109）
 - ・学生、同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
 - ・学生、同居家族が濃厚接触者に指定された場合
 - ・学生、同居家族が発熱等により PCR 検査又は抗原検査等をうけた場合
- ◇ 上記以外にも、医療的ケアや基礎疾患等を持つ学生、同居家族がいる学生は、通学について大学（学生課）に相談してください。
※「準特別欠席」扱いとする。（新型コロナウイルス関連の「準特別欠席」は、下記の対応とする。）
大学（学生課）への連絡は、学生課から学部長に伝達され、学部長が「準特別欠席」とするか否かについて判断する。
「準特別欠席」では、科目担当者から指示された課題等を学修するなど、自宅で授業を受けることを必要とし、課題等を学修しない場合は欠席扱いとなるため、各科目担当者の指示に従うこと。

講義及び実習関係について

- ◇ 対面授業の際は、教室入室前に手指消毒の徹底、自身で使用した机・器具等は各自清潔にする。
- ◇ 教室・ゼミ室等は、適宜換気する。
- ◇ 昼食は指定の場所で行うこと。弁当等を大学で指定する空教室で飲食した場合は、使用した机を丁寧に各自清拭する。
- ◇ 大学での授業・業務等が終了したら、速やかに帰宅する。
- ◇ 感染等により、大学で授業を受けられない場合に備え、各自、オンライン授業を受講するための準備をしておく。

正課外活動について

- ◇ 対面による正課外活動は、感染リスクに配慮した活動かどうかを大学（学生課）が判断したものについて、活動を許可する。
学生課の指示に従い「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けたガイドライン」を遵守し、正課外活動を行う。
- ◇ 「3 密（密閉・密集・密接）」を回避できる条件下でのオンライン・クラブミーティング、甲友会管理下のオンラインでのクラブ紹介・勧誘資料の配付などによる入会・入部勧誘活動は許可する。
- ◇ スポーツ関連団体等での申合せに関わらず、活動を禁止する場合がある。